

令和7年度 第3回金沢市駐車場適正配置審議会 議事要旨

委 員：次第に沿って議事進行させていただく。本日の議題は協議事項「パブリックコメント資料案について」と報告事項「今後のスケジュールについて」である。
事務局より説明をお願いする。

事務局：資料説明

1. パブリックコメント資料（案）について
2. 今後のスケジュールについて

委 員：それではただいま説明していただいた案件につきまして、ご質問ご意見等ございましたら举手の上お願いする。

私から 1 点、15 ページの制度適用開始（切替）時期について、令和8年4月1日からは用途と第3条の部分が施行となり、令和8年の10月1日から附置義務が追加され、施行日がずれるという認識で良いか。

事務局：条例としては 2 段階で変えるような形式である。国の標準駐車場条例改正により、共同住宅が特定用途となるため、まずはそれに合わせて変える想定である。10月1日からは、国が示す共同住宅の荷捌き駐車場の附置や、金沢市独自の都市再生緊急整備地域においても荷捌きという観点からともに 10月1日からの運用という形としている。4月から 10 月の間は周知及び事業者の準備期間といった猶予期間を設けている。

委 員：周知期間について、4月から 10 月の間の中で実際に建設される事業者は間に合うか。周知ということであればもう少し長い期間が必要ではないか。

事務局：周知期間の設定については、国が標準駐車場条例を示す中で、猶予期間を約半年で設定されている。事業者に十分周知した上で実施していきたいと考えている。

委 員：パブリックコメントについていかがか。本審議会で承認したものを公表し、広く市民よりご意見を賜る。主にホームページ上の掲載にてパブリックコメントを頂戴するような想定か。

事務局：ホームページ等で周知予定である。

委 員：本審議会で承認したものを公表という形になるが、ご異議はないか。

—委員承認—

委 員：では、パブリックコメント案については承認をいただいたこととする。

その他、スケジュール含めてご意見等はあるか。

委 員：改正に伴う意見ではないが、金沢市の駐車場整備計画の策定時期頃より、交通系業務に携わっている。経験を踏まえた意見だが、市の駐車場に関する施策は前向きに検討を重ねながら実施されている印象を受ける中で、時代と時節に沿った駐車場に関する施策の立て方が重要なのではないか。10ページの都心軸周辺の図を踏まえ、金沢市における駐車場の在り方について、過去は片町や業務中心地に対する駐車場整備の必要性が言われていた一方、新幹線開業前は少し空洞化、スポンジ化を伴っていた。新幹線開業にあたり、今のような都市軸としての変容が起こっており、それに伴い駐車場に関する施策を打たれてきていると思っている。

将来的なことを考えると、都市再生緊急整備地域は税制上等のメリットがあり、金沢市としても独自の施策で都市の開発をバックアップしていくとすると、都心軸一帯ではより一層の都市化が図られていくと思っている。そういった中で、金沢市中心部の駐車場施策の在り方について、その将来を見据えて考えていく必要があるのではないか。また、そういった検討をされる際はこのような観点も踏まえながら、地域の方々とも協議しつつ、検討を進めていただきたい。

事務局：年を重ねるごとに状況も変わってくるため、その時々の実情に応じた最適な形を常に検討していきたいと思っている。委員の意見の通り、都心軸は今後、さらに交通が増えていくことが予想される中で、交通渋滞の緩和等を念頭に置きながら考えていきたい。また、制度について考えていく際は、本審議会のような場で皆様にご意見、ご理解をいただきながら検討していきたいと思っている。

委 員：それでは、以上をもって審議完了とする。貴重なご意見等ありがとうございました。

進行を事務局にお返しする。